

## 愛知県菱池遊水地 太陽光発電事業に係る基本協定書（案）

愛知県（以下「甲」という。）及び〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、甲が所管する菱池遊水地（以下、「事業用地」という。）において乙が行う太陽光発電事業（以下、「本件事業」という。）について、次のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（基本理念）

第1条 甲及び乙は、事業用地およびその周辺地域におけるカーボンニュートラルの推進のため、連携して取り組むものとする。

（目的）

第2条 本協定は、本件事業の円滑な推進を目的とする。甲及び乙は、本協定に定められた事項について、信義に従い、誠実にこれを履行しなければならない。

（施設の設置）

第3条 乙は、「愛知県菱池遊水地における太陽光発電事業者公募要綱」に基づき実施された公募（以下、「公募」という。）に提出した企画提案書に基づく施設を事業用地内に設置するにあたり、河川法（昭和39年法律第167号）第24条及び第26条の規定に基づき、河川管理者より土地の占用及び工作物設置の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けるに当たり、乙は、河川管理者からの指導、指示等に誠実に対応しなければならない。また、甲は、速やかな許可手続きの進行に協力しなければならない。

3 甲は、乙が本条1項の許可を受けるまで、事業用地に関する他の事業者からの占用等の協議に応じないものとする。

（占用許可面積）

第4条 占用許可面積は、乙の負担により、測量等によって確定するものとする。

（公募要綱等の遵守）

第5条 乙は、土地の占用及び工作物設置の許可等の申請書類の作成に当たり、公募において甲に提出した企画提案書の記載内容を遵守しなければならない。ただし、甲の承認を受けた場合は、この限りではない。

（損害賠償）

第6条 乙は、本協定書に関する事務の実施に当たり、自己の責めに帰する事由により、甲又は第三者に損害を与えたときは、甲又は第三者に対し、その損害を賠償しなければならない。

（本協定解除権）

第7条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、本協定の全部又は一部を解除することができる。

- 乙が特段の理由なく本協定締結日から6ヶ月以内に当初の占用許可の申請を行わないとき。
- 乙が本協定に違反したとき。
- 乙が公募要綱に定める参加資格要件に違反したとき。

（乙の本件解除権）

第8条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、本協定の全部又は一部を解除することができる。

- 公募における提案の前提とした補助金等が確保できないことが判明したとき。
- 災害等による自己の責めによらない理由により、本件事業が不可能又は著しく困難となったとき。

（協議）

第9条 本協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又は本協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲及び乙は誠意をもって協議し、その解決に努めるものとする。

（許可条件の遵守）

第10条 乙は第3条に定める許可を全て受けた後は、それぞれの許可条件を遵守するものとする。

（協議）

第11条 本協定は、第7条、第8条の場合のほか、本件事業が完了したときに失効する。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が押印の上、各自その1通を保有する。

令和7年 月 日

甲 愛知県  
（所在地） 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号  
（代表者名） 愛知県知事 大村 秀章

乙  
（所在地）  
（会社名）  
（代表者名）